# 介護保険料高いよね

じ

「とに

かく始めるこ

ください)、

以

前

カ

ら必

要性

を

感

(下の記

事もお読み 市議会で

ている国への

とが

周

 $\mathcal{O}$ 

状況

などをお話

め囲

 $\mathcal{O}$ 

励ましもあり、 大切では」との

自衛手段としてジェネ

て開い

たも

のですが、

IJ

ク医

薬品

を

介

する暇も

あ カュ

になりました。 するなど幅広

1

 $\mathcal{O}$ 

ほ

盛況で休

# 政懇談会で不満よせられる

況など4寸 午 後 1 ことなく 1 時半~ 談議 会には、7 員宅で行った市 5 訪 月 問 時 11 時間 5 や市議会の 者 4 日 談 が途切れる 時 時半で実 の予定が、 半 (午後 方 政 Ш 懇村 とも ば ŧ 平 良 あ っと カゝ 日 ったと思 ŋ  $\mathcal{O}$ 早くはじ

が続きま 望出点、国の下れ全制 が高くなったという話者が多く、介護保険料 題ではじまりまし 制度としての問 全国 市長会からも 来訪者は とい た。 高 題

うこ と思い  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は自 は不 自

、ます。 一然な庶 然だ」と 民 感 いう 覚

道 工 また開きた りまし ほ 事 か た。 など いと思 近  $\mathcal{O}$ 相 いうち 相 ŧ 下 あ

て収入が減ってい  $\mathcal{O}$ ときよりも高く 介護保険料は 金 暮らしとな 現役 る

、ます。

 $\otimes$ 

担分を削って不足する3. %で年々減少しています。

26 % 国の

(65歳以上)

を

て決まります。 料50%の負 の財 割合を原則に 公費 50

%

の収入増になり、 に払っていれば、

の高齢者

8 5

0

このうち高

号被保険

で

保険料の負担割合は

玉

=連絡先= 川村 つよし LE 056 EN C S 2 - 5 8 9 4 C S 2 C 日本共産党尾張旭市委員会 LL 056 F S 1-4011 D 552-798-1363 

2006年 5月25日

=再刊=

第430号

市議会役員人事決まる 5月17日に開催された尾張旭市臨時議 会で市議会の新役員人事が決まりまし

また、創新クラブに所属していた森 下、坂江2氏があさひ21に会派を移 りました。(新しい会派構成について は裏面の表をご参照ください。)

議長 欣聖(市民ク) 渡辺 副議長 和実(平成ク) 森 良知 静夫 (公明党)

議会運営委員会

た。

水野 委員長 義則(市民ク) 副委員長 相羽 晴光 (あさひ21)

総務委員会

委員長 マスラオ (創新ク) 谷口 副委員長 川村 剛 (共産党)

建設経済委員会

たかし (平成ク) 委員長 若杉 副委員長 早川 八郎 (市民ク)

民生文教委員会

委員長 岩橋 盛文 (あさひ21) 副委員長 大島 もえ(市民ク)

市議会だより編集委員会

幹雄(創新ク) 委員長 山下 副委員長 大島 もえ(市民ク)

# 国が原則通り負担すれば、 年額6500円介護保険料は安くなる

齢者の負担率は(19+3.26)で、 の保険料で賄うため、尾張旭の高 分は、1号被保険者 尾張旭市での国負担割合は現在21 ほうが国からの負担分が低くなり、 が変化します。 者の所得構成によって2つの割 歳以上の後期高齢者の割合や高 国負担分の5%が調整交付金とし 負担分は25%ですが、 て各市町村に配分されるため、

だけに負担させるもので矛盾点 国的な調整のための費用を高齢者 1つです。

市

26%となります。これは、全

が25%の負 、担を守り、 尾張

旭

負担するように、一般会計から介 てもおかしく、 議団 担わ 保険特別会計への繰入増 高齢者にだけ、 は求めています。 せるのは自治体単独で考え 調整部分を全体で 整部分の 負

村議員による試 算

円です。 と発言しています。 金を除いて)給付費の25%を国 3月23日に東京で開かれた介護保 と言っているのは私たちだけでな もつというのが大原則だったはず」 喜多洋三氏は「本来(調整交付 運営懇談会で、 一般料がこれだけ安くなります。 割ると、一人あたり約6521 口1万3035人 全国市長会も主張しており、 国は決められた分を負担しろ」 年額平均で、当市 大阪・守口市 (06年4月末)

一般的に都市部

 $\mathcal{O}$ 合

険

# 5月臨時議会

### 賛否の分かれた議案などに対する各議員の態度

		日本 共産党		市民クラブ					あさひ21						平成クラブ					公明党			創新 クラブ		
○:賛成 ×:反対	議	川村	塚本	大島	※ 佐藤	早川	水野	水野	渡辺	相羽	伊藤	岩橋	斉場	坂江	森下	服部	原	滐	行本	若杉	伊藤	丹羽	良知	谷口	山下
※議長は 採決に加わりません。	員	剛	美幸	もえ	信幸	八郎	利彦	義則	欣聖	晴光	憲男	盛文	洋治	章演	政己	勝	淳曆	和実	聖一	たかし	恵理子	栄子	静夫	マスラ	幹雄
議案などの名称	名																				,			才	
承認第1号 尾張旭市市税条例の一 改正する条例の 専決処分の承認を求めることについ		×	×	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
承認第2号 尾張旭市消防団員等公害補償条例の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めることについ	)	×	×	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第43号議案 尾張旭市市利 例の一部改正について	说条	×	×	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

# 解説

承認第2号については塚本議員が反対討論を行いました。消防団員の待遇を後退させるものです。

### 承認第1号 尾張旭市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

(反対討論 川村議員)

①個人市民税の非課税限度額が均等割で9000円、所得割で3万円引き下げる。これにより課税対象者が増加する。つまり、低所得層への課税の強化がはかられる。「格差の拡大が指摘される中で、非課税限度額を引き下げること、つまり低所得層への課税強化が意味するところは、さらなる格差の拡大を容認するものだと判断でき、税制度の基本的な考え方が疑われ」るものとして反対。

②固定資産税の負担調整措置が変更され、これまでの制度であれば2.5%の上昇で済んでいた固定資産税の上昇率は5%になる。上昇率が下がる範囲も、改正内容で示されているが、当市には上昇率が下がる地域は皆無で、課税強化の影響しかない。(06年4月1日施行)

### 第43号議案 尾張旭市 市税条例 の一部改正

(反対討論 川村議員)(賛成討論 平成クラブ 森議員)

税源移譲に伴う税率構造の見直しとして、 所得税率の変更とセットで行うもの。(左 図参照)

政府の説明では「今回の税率構造見直しの前後で所得税・個人住民税合計の税負担を増加させない」というが、実際には、所得税と住民税の人的控除の違いから、住民税課税所得で700万円を超える階層には、総額で約65億円程度の減税効果を生み出し、一方200万円以下の階層では、生命保険料控除、損害保険料控除などの差には措置が取られないため、わずかに負担増となる。逆累進性のある内容。税制度は、格差の拡大を防ぎ、安定した社会を築いてゆく上でも、直接税中心、総合・累進、生計費非課税を原則に考えるべきで、今回の内容は逆方向。(主には07年4月1日施行)